

奨 學 金 規 程

第1章 総則

(通 則)

第1条 公益財団法人首藤奨学財団（以下「本財団」という）の定款第4条第1項の奨学金支給事業について本規則を定める。

(奨学金及び給付奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本財団が第4条に定める資格を有する者に学資として給付するものをいい、奨学金の給付を受ける者を給付奨学生という。

(奨学金の目的)

第3条 本財団の奨学金は、医療及び医療基礎研究分野を専攻する学生を対象に、次世代の医療分野における人材の育成と教育の発展に貢献することを目的とする。

(給付奨学生の資格)

第4条 給付奨学生は、次の各号の全てに該当し、本財団の奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という）において選考された者とする。

- ① 本財団が指定する神奈川県内の大学医学部の学士課程、大学院医学研究科・医療研究科・生命医科学研究科修士課程又は博士課程で正規生として在学のもの。（いずれも私費留学生を含む）
- ② 医療及び医療基礎研究分野を専攻、又は研究しているもの。
- ③ 人物・学力に優れ、熱意をもって取り組んでいるもの。
- ④ 他の奨学金との併給可。日本学術振興会特別研究採用者も可。

(奨学金の給付)

第5条 奨学金の給付額は、一人あたり 60 万円／年額とする。

- 2 支給する奨学金は、償還の必要がない奨学金（給付型奨学金）とする。
- 3 奨学金支給人数は、50 名前後とする。
- 4 奨学金の支給期間は原則として 1 年間とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の支給

(募 集)

第6条 給付奨学生の募集は、公に行うものとする。

(奨学生の申請手続き)

第7条 奨学生の受給を希望する者は、以下の書類を申込時に、学校を通じて本財団に提出するものとする。

- ① 奨学生願書（所定の用紙による）
- ② 写真（たて4cm×よこ3cmで裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付）
- ③ 研究論文、研究計画書、または学校で取り組んでいること
(A4用紙に記載のこと。5枚以内)
- ④ 在学証明書
- ⑤ 学業成績証明書
(直近のものをご提出ください。1年生の場合は、前期の成績表を提出ください)
- ⑥ 奨学生推薦書
(1通。学長、研究科・専攻長、指導教官等のうちいずれか1名により書かれたもの。また学校指定のものが存在する場合はそれを使用)
- ⑦ 家計支持者の所得証明書
(給与所得証明書、源泉徴収票、税務申告証明書、非課税証明書などの写し等)
- ⑧ 在留資格認定証明書（在留カード等）※外国人留学生のみ

(奨学生の決定)

第8条 奨学生の決定は、奨学生受給希望者から申込期日までに提出された書類を選考委員会が審査して、代表理事がその採否を決定する。

- 2 本奨学生では、経済的困窮度よりも、成績や研究に対する熱意・取り組み内容を重視して選考する。
- 3 選考の経過および決定の理由は公表しない。申請書類は選考結果の如何にかかわらず返却しない。
- 4 採用通知は、在学する学校等及び奨学生受給希望者に代表理事から通知する。
- 5 奨学生に採用された者は、前項の通知受領後すみやかに奨学生受給希望者名義の口座を本財団に届け出るものとする。

(奨学生の支給)

第9条 奨学生は、原則として年1回（4月）、奨学生の本人名義の口座に振り込み支給する。

(奨学生の支給の停止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、選考委員会は協議の上、奨学生の支給を停止することがある。本条でいう「停止」とは奨学生を支給しないことをいう。

- ① 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- ② 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- ③ 第4条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

- ④ 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき。
- ⑤ 奨学金を不適切に流出したり支出したとき。
- ⑥ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- ⑦ その他給付奨学生として適当でないと本財団が認めたとき。

(奨学生の復活)

第 11 条 前条の規定により奨学金の支給を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、選考委員会は協議の上、奨学金の支給を復活することができる。

(奨学金の打切り)

第 12 条 奨学金の停止を受けた奨学生のうち悪質と認められる場合、選考委員会は協議の上、奨学金の支給を打切りすることができる。本条でいう「打切り」とは、奨学生として資格を剥奪し、今後一切の奨学金を支給しないことをいう。

(奨学金の返還請求)

第 13 条 前項の規定により奨学金の打切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、選考委員会の決議を経て、代表理事は支給した奨学金の一部または全額の返還を求めることができる。

- ② 前項で返還を求められた者は、請求の翌々月から起算して 24 カ月以内に一括又は割賦にて、全額返還しなければならない。

(奨学金の辞退)

第 14 条 奨学生は、隨時奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 奨学生の義務

(異動届出)

第 15 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに本財団へ届け出なければならない。

- ① 休学、退学、転学、卒業したとき。
- ② 停学、留年その他の処分を受けたとき。
- ③ 病気、事故その他の理由により、3 ケ月以上欠席が見込まれるとき。
- ④ 奨学生の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。
- ⑤ その他重要な事由があるとき。(例: 研究テーマ、研究内容の変更)

(研究テーマの報告)

第 16 条 奨学金支給対象期間終了後 2 カ月以内に、次のものを本財団へ提出する。

- ① 奨学金受給期間中の、奨学金願書に記載した「研究テーマ」又は、「学校での取り組み」に係る状況と今後の展開をまとめた小論文(1,200 字以上~2,000 字以内程度)

② その他、財団が報告を求めたときには、速やかにこれに応じる。

第4章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第17条 奨学生募集に関連して取得した応募者の個人情報の使用は、奨学生選考業務および採用後に発生する奨学金給付等に必要な範囲に限定する。

第5章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第18条 以下の場合は、本財団の奨学生となること及び本財団の奨学金に申し込むことはできない。

- ① 本人及び本人の3親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業及び総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下「反社会的勢力」という）である者。
- ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者。

第6章 補則

(権利の帰属)

第19条 給付奨学生が提出した研究レポート等に関する一切の権利は、給付奨学生に帰属するものとする。ただし、本財団が事業の報告等に利用するときは、使用できるものとする。

(本規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(実施細目)

第21条 この規程の実施について必要な事項は別にこれを定める。

附則

1. この規程は、令和3年10月22日一般財団法人首藤奨学財団設立日から施行する。

（令和3年12月13日理事会議決）

2. この規程の変更は、令和4年5月10日公益財団法人首藤奨学財団名称変更日から施行する。

（令和4年5月31日理事会議決）

3. この規程の変更は、令和5年3月18日から施行する。

（令和5年3月18日理事会議決）